

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>（麻薬卸売業者等の役員の変更）</p> <p>第一条の三 省令第一条の四の規定により、麻薬卸売業者又は麻薬小売業者の免許を受けた者が法人又は団体である場合であつて、当該免許に係る業務を行う役員に変更があつたときは、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 登記簿の謄本（免許を受けている者が法人である場合に限る。）</p> <p>二 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</p> <p>三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第三項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した申立書</p> <p>（麻薬の保管設備の変更）</p> <p>第一条の四 麻薬卸売業者の免許を受けた者が、麻薬の保管設備を変更した場合には、当該保管設備に係る薬局又は営業所の平面図及び麻薬保管庫の立体図（変更に係るものに限る。）を添えて、別記様式第一号による届出書を</p>	<p>（麻薬卸売業者の役員等の変更）</p> <p>第一条の三 麻薬卸売業者又は麻薬小売業者の免許を受けた者が、次の表の上欄に掲げる事項を変更した場合には、下欄に掲げる書類を添えて、別記様式第一号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="468 831 1270 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 831 1270 1082">区分</th> <th data-bbox="1227 1082 1270 1337">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1061 831 1227 1082"> <p>受けている免許に係る業務を行う役員（免許を受けている者が法人又は団体である場合に限る。）</p> </td> <td data-bbox="1061 1082 1227 1337"> <p>一 登記簿の謄本（免許を受けている者が法人である場合に限る。）</p> <p>二 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</p> <p>三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第三項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した申立書</p> <p>四 新しく業務を行う役員になつた者に係る省令第一条に定める医師の診断書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 831 1061 1082"> <p>麻薬の保管設備（麻薬卸売業者の場合に限る。）</p> </td> <td data-bbox="468 1082 1061 1337"> <p>薬局又は営業所の平面図又は麻薬保管庫の立体図（変更に係るものに限る。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	添付書類	<p>受けている免許に係る業務を行う役員（免許を受けている者が法人又は団体である場合に限る。）</p>	<p>一 登記簿の謄本（免許を受けている者が法人である場合に限る。）</p> <p>二 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</p> <p>三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第三項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した申立書</p> <p>四 新しく業務を行う役員になつた者に係る省令第一条に定める医師の診断書</p>	<p>麻薬の保管設備（麻薬卸売業者の場合に限る。）</p>	<p>薬局又は営業所の平面図又は麻薬保管庫の立体図（変更に係るものに限る。）</p>
区分	添付書類						
<p>受けている免許に係る業務を行う役員（免許を受けている者が法人又は団体である場合に限る。）</p>	<p>一 登記簿の謄本（免許を受けている者が法人である場合に限る。）</p> <p>二 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</p> <p>三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第三項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した申立書</p> <p>四 新しく業務を行う役員になつた者に係る省令第一条に定める医師の診断書</p>						
<p>麻薬の保管設備（麻薬卸売業者の場合に限る。）</p>	<p>薬局又は営業所の平面図又は麻薬保管庫の立体図（変更に係るものに限る。）</p>						

知事に提出しなければならない。

第一条の五 (略)

(向精神薬取扱者の役員の変更)

第六条の三 省令第十四条の四の規定により、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者が法人又は団体である場合であつて、当該免許に係る業務を行う役員に変更があつたときは、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 登記簿の謄本(免許を受けている者が法人である場合に限る。)
- 二 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第五十条第二項第二号イからハまでに該当しない旨を記載した申立書

第一条の四 (略)

(向精神薬取扱者の役員等の変更)

第六条の三 向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者が、次の表の上欄に掲げる事項を変更した場合には、下欄に掲げる書類を添えて、別記様式第五号の二による届出書を知事に提出しなければならない。

区分	添付書類
受けている免許に係る業務を行う役員(免許を受けている者が法人又は団体である場合に限る。)	一 登記簿の謄本(免許を受けている者が法人である場合に限る。) 二 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第五十条第二項第二号イからハまでに該当しない旨を記載した申立書
向精神薬の保管設備	四 省令第十四条第三号に定める医師の診断書(新しく業務を行う役員になつた者に係るもの) 薬局又は営業所の平面図

(向精神薬の保管設備の変更)

第六条の四 向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者が、向精神薬の保管設備を変更した場合には、当該保管設備に係る薬局又は営業所の平面図を添えて、別記様式第五号の二による届出書を知事に提出しなければならない。

第六条の五・第六条の六 (略)

第六条の四・第六条の五 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第1条の4関係)

麻薬業務所保管設備変更届 (略)		
(略)		
麻薬業務所	(略)	(略)
	名称	(略)
変更年月日	(略)	
変更事由	(略)	
(略)		
注 (略)		

改正前

別記様式第1号 (第1条の3関係)

麻薬業務所役員等変更届 (略)		
(略)		
麻薬業務所	(略)	(略)
	名称	(略)
変更事項	役員の変更 麻薬保管設備の変更	
変更年月日	(略)	
役員の変更	変更前の役員	変更後の役員
	_____	_____
麻薬保管設備の変更事由	(略)	
(略)		
注 (略)		

様式第5号の2 (第6条の4関係)

向精神薬 卸売業者保管設備変更届 小売 (略)	
(略)	
変 更 年 月 日	(略)
変 更 事 由	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第5号の2 (第6条の3関係)

向精神薬 卸売業者変更届 小売	
(略)	
(略)	
変 更 前	(略)
変 更 後	(略)
変 更 の 事 由 及 び そ の 年 月 日	(略)
(略)	
注 (略)	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。